

一定のケーブルカッター・ボルトクリッパーの 隠匿携帯が禁止されます! 禁止藏匿携带特定电缆剪和断线钳!

令和7年9月1日以降、「盜難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」の施行に伴い、
業務その他正当な理由なく指定金属切断工具を隠して携帯すること(隠匿携帯)が禁止されます!

自2025年9月1日起，随着《关于防止特定金属制品盗窃销赃等法律》的实施，
除非出于业务需要及其他正当理由，禁止藏匿携带指定金属切割工具。

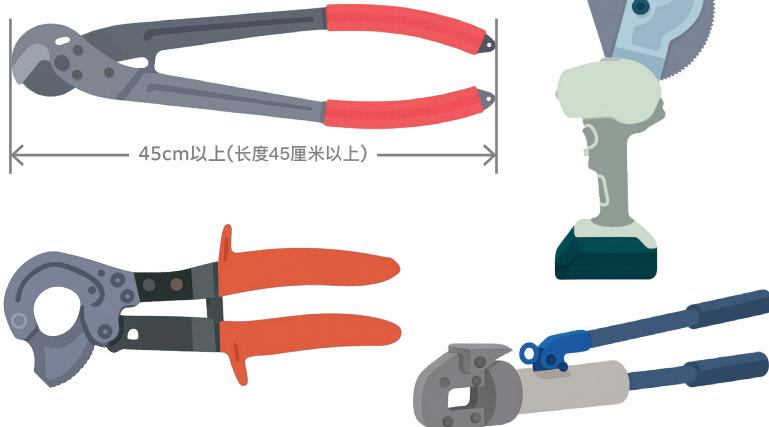
指定金属切断工具の種別と要件

指定金属切割工具的类别与要件

ケーブルカッター 电缆剪

長さ45センチメートル以上のもの、ラチェット機構(※回転式の刃体を特定の方向にのみ回転させる機構を備えているもの)を備えているもの、電気装置又は油圧装置を備えているもの。

長度45厘米以上；配备棘轮机构(※配备有让旋转式刀体只朝特定方向旋转的机构)；配备电动装置或液压装置



ボルトクリッパー 断线钳

長さ75センチメートル以上のもの、電気装置又は油圧装置を備えているもの。

长度75厘米以上；配备电动装置或液压装置



●隠匿携帯とは

自動車のフロアマットの下に置いたり、布で包んだりするなどして、他人の目に触れないような状態で持ち運ぶこと。

●藏匿携帯是指

在避开他人视线的状态下携带，如置于汽车脚垫下、用布包裹等

●正当な理由による携帯と認められる事例

工事のために携帯している場合等。

●出于正当理由允许携带的事例

因工程施工需要而携带等。

●罰則

1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金。

●处罚规定

处一年以下拘役或50万日元以下罚金



業務その他正当な理由による携帯であれば問題ありません！

若因业务需要及其他正当理由而携带，则没有问题！